

## 裁判所法の一部改正等について（概要）

### 1 裁判所法の一部改正について

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として「最高裁判所の定める事由」があるときは、その返還の期限を猶予することができることとされました（改正後の裁判所法第67条の2第3項）。

### 2 司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正等について

最高裁判所が修習資金の返還の期限を猶予することができる「最高裁判所の定める事由」（1参照）について、次のとおり定められました（改正後の司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則第7条の2，変更後の司法修習資金貸与要綱）。

#### (1) 給与所得以外の所得を有しない者

猶予を受けようとする修習資金の返還の期限前1年間における収入金額（法科大学院における修学のための借入金で配偶者又は3親等内の親族からの借入金でないものを当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が300万円以下であること。ただし、強制執行を受けたとき等は除かれます。

#### (2) (1)以外の者

猶予を受けようとする修習資金の返還の期限前1年間における総収入金額（法科大学院における修学のための借入金で配偶者又は3親等内の親族からの借入金でないものを当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が200万円以下であること。ただし、強制執行を受けたとき等は除かれます。